

## 口蹄疫被害への支援と防疫強化を求める意見書

本年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、国内で例を見ない未曾有の事態となり、本県の人吉・球磨地域や鹿児島県の一部地域へも制限区域が設定され、農畜産業のみならず、商工業や観光業、運輸業、さらには一般県民の生活へも多大な被害を与えた。

県と市町村では、口蹄疫の侵入を水際で阻止するための消毒ポイントの運営、畜産施設や公共施設等での消毒の実施、家畜市場休止の影響を受けている畜産農家や関係団体等の支援を行い、財政状況が厳しい中、大きな負担を強いられたところである。

さらに、本県の経済にも影響が及び、各種イベントや大会などの中止、観光地での宿泊キャンセル、これらに伴う飲食業等の売り上げ減少、牛肉や牛乳の輸出停止など、経済全般にわたりさまざまな影響を受けたところである。いわゆる5月の連休以降の「稼ぎ時」を奪われ、無念さをにじませている県民も数多い。

国においては、二度とこのような被害が生じないように、国内の畜産業に甚大な被害をもたらす口蹄疫を初めとした家畜伝染病の進入経路の解明による再発防止、発生時における蔓延防止のための万全な対策を講じる必要がある。

また、今回、口蹄疫の発生により多大な影響を受けた地域経済を速やかに回復するため、畜産業の経営安定対策や口蹄疫に強い飼料基盤の整備とともに、観光客の誘致対策や各種イベントの招聘対策など、地域経済の浮揚対策に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、下記事項について十分な措置が講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 消毒ポイントの運営、畜産農家の経営支援など、県や市町村、関係団体が実施した口蹄疫対策について、特別交付税措置などにより全額補てんする財政支援措置を確実に実施すること。また、畜産業者が負担した飼料代等の補てんを早急に実施すること。
- 2 悪性家畜伝染病の発生時に迅速、的確に対応するため、侵入経路等を解明するとともに、防疫資材保管施設の整備や初動態勢を迅速化するための情報システム構築など、防疫対策の強化を図ること。また、家畜伝染病に対応する獣医師は現状でも不足しており、その確保は喫緊の課題であることから、その確保対策を講ずること。
- 3 口蹄疫対策特別措置法に基づき、口蹄疫の発生により、多大な影響を受けた商工業、観光業等地域経済全体の活性化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年10月8日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	大畠章宏様